

# 共済 NEWS

公告広報

No.135

## 公 告

平成27年三職共公告第1号

### 平成27年度における任意継続掛金の算定の標準となる平均給料について

地方公務員等共済組合法施行令第48条第3項第2号の規定による平均給料は、次のとおりであるのでこれを公告する。

記

320,000円

平成27年1月9日  
三重県市町村職員共済組合  
理事長 大口 秀 和

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市万町津173 三重市町村会館内
発行人	北 恭 一 郎
電 話	(059)-228-2938